

戸田ふるさと祭り出店者募集要領

日時：令和4年8月20日（土）、21日（日） 12:00～20:00

会場：戸田市役所及びその周辺道路

主催：戸田ふるさと祭り実行委員会

【募集要項】

募集期間：令和4年6月1日（水）～6月15日（水）

別添の戸田ふるさと祭り出店申込書を記載し、戸田ふるさと祭り実行委員会事務局（戸田市協働推進課宛て）にメール

（community@city.toda.saitama.jp宛）にて提出

募集数：飲食物の販売あり40区画程度 飲食物の販売なし10区画程度

レイアウトの変更により増減することがあります。

出店スペース：1区画あたり、奥行2.7m×間口3.6m

出店料1区画あたり（テントの設置含む、2日間の合計額）

区分	市内	市外	出店エリア
飲食物の販売・提供あり	50,000円	100,000円	市役所駐車場
飲食物の販売なし （物品の販売あり。試食不可）	40,000円	80,000円	道路エリア
販売なし（体験コーナー等）	30,000円	60,000円	道路エリア

別途備品有料リース

品目	金額
テーブル小（縦450mm×横1800mm）	2,000円（1台あたり）
テーブル大（縦750mm×横1800mm）	3,000円（1台あたり）
椅子	500円（1脚あたり）
電気	10,000円（1KWにつき）

※リースのテーブルにて火気を使用する場合は耐火ボードをご用意ください。

※発電機の持ち込みはできません。

※納入された出店料（備品含む）等については、いかなる場合（荒天や新型コロナウイルスの感染拡大による中止、出店キャンセル等）でも返金いたしません。

なお、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域に戸田市が指定された場合には、当祭りは中止となることがあります。

納入期限：出店者説明会にてお示しします。

選考結果通知：令和4年6月24日（金）頃に結果に関わらず発送いたします。

選考は、戸田ふるさと祭り実行委員会にて決定させていただきます。選考過程についての回答は出来かねます、予めご了承願います。

出店説明会兼出店場所抽選会：令和4年7月5日（火）午後6時～

戸田市役所 5階会議室

来場者数：約65,000人（実績）※令和元年度2日間の合計

【出店条件】

(全区分共通)

- ・出店は1店舗1区画となります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日咳や発熱の症状がみられるなど体調がすぐれない場合には出店は取りやめてください。また、マスクの着用をお願いします。
- ・来店者の列整理は各店舗の責任において実施してください。
- ・各店舗において来店者向けに消毒用アルコールを設置してください。なお、設置にあたっては、火災予防のため、火気から十分に離れたうえで設置してください。
- ・各店舗において購入者のゴミを捨てられるようゴミ箱を設置してください。
- ・火気を使用する場合は、全ての店舗が必ず消火器（10型）を持参し、設置してください。住宅用、使用済、使用期限切れ、建物に設置してある消火器は設置できません。
- ・当日は、「地域通貨戸田オール」の取扱店となっていただきます。換金については、8月21日（日）の19時（予定）から本部テント付近にて実施します。後日に換金する場合は、戸田市内換金協力店舗にて換金してください。
- ・指定した期日までに出店料の入金を行ってください。
- ・臨時出店の概要を指定した期日までに提出してください。（保健所・消防へは実行委員会でまとめて提出いたします。）

(飲食物販売者のみ)

- ・実店舗を有する個人事業主または法人
- ・出店者の保菌検査結果の提出、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入してください。
- ・出店に当たって調理者、販売者、列整理者の最低3名を確保してください。
- ・衛生管理のため店舗内に手洗い設備（18ℓ以上、バケツ含む）を設置してください。

【出店の諸注意】

- ・出店者本人以外（名義貸し等による）の応募・出店は出来ません。
- ・出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
- ・安全のため、テントの固定を解除しないでください。
- ・音響設備は設置できません。
- ・レイアウトの変更等により区画の配置がやむを得ず変更になる場合があります。
- ・販売価格は適正な価格を設定してください。但し、法令及び公序良俗に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更指示、場合によっては出店中止の措置をとります。
（例）危険物（劇薬、危険ドラッグ等）、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法等。

【設備全般】

- ・申告した電気量を上回る電気を使用した場合は、販売を中止していただきます。また、他の店舗のご迷惑ともなりますので、絶対におやめください。
- ・通電時間が決まっております。通電時間外は、電力が通っておりませんので、商品管理などは各店舗の自己責任でお願いします。

- ・万が一、電気設備の問題で販売品に支障が出た場合、実行委員会では責任は負いません。（申請以外の電化製品による電力オーバー、通電時間外での使用など）
- ・カセットコンロ・炭の使用は禁止です。火元はLPガス・電気に限らせていただきます。火気を使用する際には、安全対策を徹底し、LPガスボンベの転倒防止対策を講じるなど、事故の予防を徹底してください。また、当日は消防署の点検がありますので指導に従ってください。
- ・会場に排水施設はありません。水道の排水溝やトイレ・側溝・植栽などへの排水は厳禁です。各店舗で持ち帰り処分してください。また、水道・トイレなどでの洗い物も禁止です。

【衛生管理】

- ・別紙「臨時出店における注意事項」の内容を遵守してください。
- ・給水は会場内の水道を使う事はできますが、1カ所しかなく非常に混み合うことが予想されます。基本的には、店舗が予め水を用意してください。
- ・出店品目のうち、生鮮食料品類は不可とし、食中毒が発生しやすい品目は避けてください。また、保健所から指導があった場合は販売できない品目が増えることがあります。
- ・飲食物の販売に当たり、衛生面に細心の注意を払ってください。全国的に食中毒事件が発生しており、高額な賠償を求められるケースもあます。なお、万が一食中毒等が発生した場合、出店者の責任となります。

【ゴミ及び清掃】

- ・2日間で併せてゴミ袋（90ℓ）2枚とシールを配布いたします。
- ・配布したゴミ袋にシールを貼ったゴミ袋のみ、所定の場所に捨てることができます。分別して廃棄してください。
- ・配布された袋に収まらなかったゴミや著しく汚損した段ボール、発泡スチロール、ブルーシートその他のゴミは各自持ち帰り処分してください。
- ・市民が中心で行われる祭りですので、出店中の身の回りの清掃、閉店後の清掃に細心の注意を払い、施設、近隣住民の方々のご迷惑にならないよう徹底してください。

【その他】

- ・人通り等が時間帯によっては多くなることが予想されます。イベントを実施する際に一時的に店舗の営業を規制させていただく場合もあります。予めご了承願います。
- ・申込時の個人情報、当祭りの出店管理及び連絡以外には使用しません。ただし、警察、消防署及び保健所等の公的機関から要請があった場合にはこの限りではありません。
- ・出店及び販売行為、販売した商品等に関して事故や苦情があった場合は、出店者の責任において誠意をもって対処・弁償してください。
- ・大会の中止又は規模を縮小した場合の損失補償は行いません。
- ・備品の盗難や破損、車の事故等について、実行委員会は責任を負いかねますので、出店者自身で十分注意して管理してください。
- ・駐車場は1店舗1台のみとし、大型トラック等を使用しないでください。また、荷下ろし後は速やかに駐車場へ移動させてください。
- ・駐車場については、こちらで指定した箇所を使用してください（会場から徒歩15分程度の

場所の予定)。駐車場案内及び駐車許可証は後日、各出店者に送付いたします。

- ・近隣住民や来店者、他の出店者等とのトラブルとならないように対応してください。
- ・戸田市暴力団排除条例に基づき、条例に該当する団体の関与があった場合には即時出店取り消しとなります。
- ・緊急時の対応があるときは協力してください。

その他、これに定めない事項は必要に応じて、戸田ふるさと祭り実行委員会が定めることといたします。

また、当要領の内容や実行委員会の指示に従えない出店者については、次回以降無期限に出店を拒否させていただきます。

【問い合わせ】

戸田ふるさと祭り実行委員会事務局（戸田市協働推進課）

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話：048-441-1800（内線435・482）

ファクス：048-433-2200

メール：community@city.toda.saitama.jp

臨時出店における注意事項

学園祭、夏祭り、バザー等で臨時出店し、食品を提供するときは、最寄りの保健所に相談の上、届出をしてください。（届出用紙については、保健所に用意されていますので、取扱い等についての助言を受けてください。）

臨時出店でも食中毒などの事故があったときには、許可業者と同様、責任を伴うことを自覚し、下記の事項を遵守して衛生的な食品を提供することが必要です。

1 食品を取り扱う人は

(1) 下痢をしている人、手指に傷のある人は、食品の調理販売に携わらないこと。

なお、調理に直接従事される人は、検便（腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ属菌、赤痢菌など）を実施し、陰性であることを確認することをお勧めします。

(2) 爪は短く切り、作業前、用便後は入念に手を洗い、逆性石鹼等で消毒すること。

(3) 清潔な衣類、帽子、履物を着用すること。

(4) あらかじめ決められた人以外は、調理販売に携わらないこと。

(5) 施設が無人となることがないようにすること。

2 食品の取り扱いは

(1) 前日に、提供する食品の前処理や調理は絶対にしないこと。

(2) 調理は提供の直前に行い、作り置きはしないこと。

(3) 食品や原材料は、鮮度及び表示に注意して、できるだけ当日に購入すること。

(4) 食品は衛生的に保管し、冷蔵庫、クーラーボックス等を用いて低温保存すること。

(5) 加熱は十分に行い、半煮え、生焼きの食品は絶対に提供しないこと。

(6) 調理した食品は、会場内で早めに食べてもらうようにすること。

(7) 調理後、長時間（3～4時間以上）経過した食品は、提供しないこと。

(8) 調理済の食品残品を翌日も提供することは、非常に危険なため、絶対に行わないこと。

(9) 使用水は、水道水又は飲用適の水であって、十分に供給できること。

(10) 廃棄物容器は、十分な容量であって衛生的に処理できるものを備えること。

3 器具等の取り扱いは

(1) バット、まな板、ふきん等はよく洗い、漂白剤（次亜塩素酸系）で消毒してから使用すること。

(2) 食器（箸、皿、コップ等）は、使い捨ての物を活用すること。

4 その他

(1) 食中毒などの事故が発生したときは、速やかに最寄りの保健所に連絡すること。

(2) 行事主催者は、食品を取扱う人の中から責任者を定め、衛生管理の徹底、販売時の接客態度、苦情の対応等についても相談しておくこと。

(3) 行事主催者は、食品に異常な色、臭い、味等を感じたり、不審な食品を発見したら、直ちに提供を中止し、最寄りの保健所又は警察署に連絡すること。